

第 4 期唐津市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理及び評価方針（案）

1 趣旨

第 4 期唐津市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）に基づき、各担当課において計画の趣旨や理念を十分に認識し、着実に推進していくことを目的として、計画の主要推進事業において、年次的にその進行管理・評価・検証を行い、見直しや改善につなげるもの。

2 進行管理・評価体制

(1) 庁内での進行管理、自己評価

計画に定める計画事業の主管課長により構成する第 4 期唐津市地域福祉計画進行管理庁内調整会議（以下「調整会議」という。）において、計画の主要推進事業について進行管理を行い、計画に基づく事業展開について検証し、自己評価を行う。

(2) 委員会による検証、取り組みに対する意見

調整会議による検証・自己評価結果について、民間有識者による唐津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）に報告し、検証を行う。

3 進行管理・評価の項目

次の項目に着眼し、計画の進行管理・評価を行う。

- (1) 計画に基づく年度内の具体的な取り組み状況、事業展開に対する成果が達成できているかどうか。
- (2) 事業の進行状況や課題を調査、分析し、事業内容が適正化どうか。
- (3) 事業の推進のために必要な官民協働が機能しているかどうか。

4 進行管理・評価シート

別記様式により作成するものとする。

5 評価スケジュール

- (1) 進行管理・評価シートの作成（４月～５月）
- (2) 調整会議による検証（６月）
- (3) 委員会での検証結果、取り組みに対する意見（７月）
- (4) 事業、次年度の取り組みへの意見の反映（８月～１０月）

委員会での検証結果を受け、計画を着実に推進するため、見直しや改善を行う。

- (5) 公表（８月）

委員会結果について、市のホームページにおいて公表する。

6 評価対象計画期間

令和６年度から令和１１年度まで。